

全体構想（案）

3	都市ビジョン（まちづくりの基本理念）	1
3-1	基本理念	1
(1)	「より安心」なまちづくり	1
(2)	「より快適」なまちづくり	1
3-2	将来都市像	2
3-3	将来人口と市街地需要の基本的な考え方	3
(1)	将来人口	3
(2)	住居系市街地	3
(3)	工業系市街地	3
3-4	将来都市構成	4
(1)	ゾーン構成	4
(2)	拠点構成	4
(3)	軸構成	5
4	分野別の都市づくり方針	7
4-1	土地利用の方針	7
(1)	都市的土地利用	7
(2)	自然的土地利用	9
4-2	道路・交通体系の方針	12
(1)	幹線道路	12
(2)	生活道路	12
(3)	公共交通	13
4-3	公園・緑地・環境の方針	15
(1)	公園	15
(2)	緑地・湧水地	15
(3)	河川	16
(4)	農地	16
(5)	環境負荷の少ないまちづくり	16
4-4	都市防災の方針	18
(1)	避難路・避難場所の整備	18
(2)	市街地の防災性の向上	19
(3)	水害予防施設の充実	20
(4)	復興まちづくりの事前準備	20
4-5	生活環境の方針	22
(1)	公共下水道	22
(2)	生活関連施設	23
(3)	空き家対策	23
4-6	都市景観形成の方針	25
(1)	景観ゾーンの形成	25
(2)	景観拠点の形成	26
(3)	景観軸の形成	26

3 都市ビジョン（まちづくりの基本理念）

3-1 基本理念

住んで良かったとみんなが思える和光市を実現するため、「住宅都市としての質の向上・成熟化」を目指していくまちづくりの概念として、次の基本理念を掲げます。

■基本理念

**より安心、より快適なまちづくり
～みどり豊かで暮らしやすいまちを求めて～**

《基本理念の視点》

「より安心」「より快適」「**市民主体**」をまちづくりのキーワードとして捉え、住宅都市としての成熟化を目指します。

(1) 「より安心」なまちづくり

「安心（＝安全性）」は、市民の生活や都市を形成する上で最も基礎的な目標であり、住宅都市として成熟化を目指すべき本市において、まず何より優先しなければならないまちづくりの課題といえます。

様々な災害等に対する安全性はもとより、近年の災害発生状況を踏まえ、災害リスクを事前に予測した対応や新型コロナ危機を契機とした都市活動の変化に対応するなかで、すべての市民が安全かつ便利で**いきいきとした**生活が送れるまちづくりを図っていく必要があります。

(2) 「より快適」なまちづくり

社会の成熟化が進むにつれ、人々の価値観は、「物」から「心」へと移行しつつあり、都市は人々にただ住まいの場を提供するだけでなく、より充実した生活が享受できる場として様々な機能や魅力を備えていく必要があります。

その基本的な目標は「快適性（快適な生活）」の実現にあるといえ、潤いのある都市環境の形成、余暇時間の多様な活動に応えるレクリエーションや文化施設などの充実、利便性の高い生活を支える商業や公益施設の機能の充実を図っていく必要があります。

3-2 将来都市像

和光市の特性である都心との近接性を生かし、「より安心」「より快適」を追求したまちづくりを進める上での目標として、**第五次和光市総合振興計画の将来都市像や市民の意見などを踏まえ、次の将来都市像を踏襲します。**

■将来都市像

心和み、光り輝くまち ふるさと和光

■まちづくりの目標

(目標① 安全・安心)

誰もがそれぞれのライフステージで充実した生活を送れるよう、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる安全・安心なまちづくりが必要です。

(目標② 生活)

和光市に住んで良かったと思えるよう、快適な生活が送れるとともに、健康で、働き続けることができ、住んでいるまちに対する誇りを持てるまちづくりが必要です。

(目標③ 移動)

市内には狭隘な道路や急な坂があり、運転免許証を返納した高齢者など交通弱者の移動の確保をはじめ、全ての市民にとって移動の自由が確保されるまちづくりが必要です。

(目標④ 経済)

和光北インターチェンジ周辺において、交通利便性を生かした産業拠点の創出によって、地域の活力があるまちづくりが必要です。

(目標⑤ デジタル技術)

デジタル化の急速な進展を踏まえ、データを活用したまちづくりにより、魅力やにぎわいのあふれる和光市を次世代につなぐ、社会変化に即したまちづくりが必要です。

■ 基本要件

● 「より安心」なまちづくり

- 防災：災害に強い都市基盤の形成
- 環境：環境負荷の少ないまちづくりの推進
- 福祉：だれにもやさしいまちづくりの推進

● 「より快適」なまちづくり

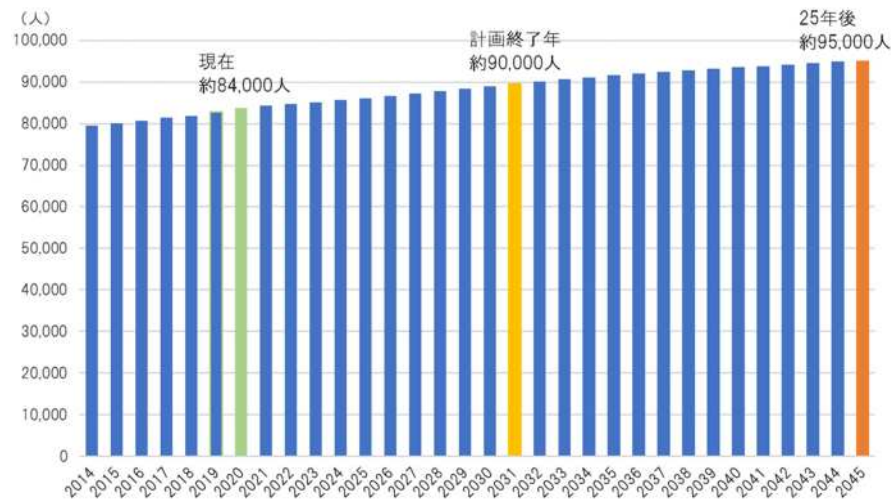
- 都市基盤：良好な生活環境を支える都市基盤の活用・整備
- みどり：みどり資源の有効活用による潤いある都市環境の形成
- 景観形成：地域性を生かした個性ある都市景観の形成
- 都市機能：活力ある暮らしを創出する都市機能の充実

3-3 将来人口と市街地需要の基本的な考え方

(1) 将来人口

本市における将来人口は、第五次和光市総合振興計画と整合をとり、2031年（令和13年）に約90,000人、2045年（令和27年）に約95,000人と見込みます。

総人口の推計（出典：第五次和光市総合振興計画）



(2) 住居系市街地

住居系市街地規模については、人口・世帯数の増加に対応すべく、和光市駅周辺における土地の高度利用や土地区画整理事業未整備地区での都市基盤整備、低未利用地の活用、住宅空き家のストック活用など、地域特性を踏まえた対策を図ります。

(3) 工業系市街地

工業系市街地規模については、和光北インターチェンジ周辺における土地区画整理事業等による新たな産業・物流拠点の創出、新倉パーキングエリアと連携した地域振興拠点の整備により、地域での就業者数の増加やにぎわいの創出を見込み、地域産業や都市農業の振興を図ります。

3-4 将来都市構成

将来都市像である「**心和み、光り輝くまち ふるさと和光**」の実現に向け、本市の地理的・歴史的特性を**生**かし、「ゾーン」「拠点」「軸」で構成するみどり豊かで安心・快適な暮らしやすい持続可能な都市の構成を目指します。

(1) ゾーン構成

丘陵部の住宅地を主体とする都市的土地利用と、荒川沿い低地部の自然的土地利用を生かし、まとまりのよい市街地の形成を図ります。

●商業・業務ゾーン

和光市駅周辺においては、市の玄関口として**中心拠点としての**機能を強化すべく、魅力ある中心市街地にふさわしい商業業務地の形成を図ります。

●複合住宅ゾーン

中心拠点及び行政文化交流拠点の周辺部は、商業業務や公共公益施設等の様々な都市機能が複合する利便性の高い中高層住宅地の形成を図ります。

●一般住宅ゾーン

商業・業務ゾーン、複合住宅ゾーンの外側の住宅地は、みどり豊かな環境を基調として、各々の立地特性を生かした特色ある戸建住宅地や中低層住宅地の形成を図ります。

●農業ゾーン

多くの優良農地が含まれる荒川沿いの一帯は、農地の保全や利用集積を図るとともに、自然環境と調和した都市農業の展開により、市民農園や農業体験などを通じた市民の憩いの場としての活用を図ります。

●リフレッシュゾーン

荒川河川敷及び和光樹林公園一帯は水辺や樹林の自然を生かし、レクリエーションや野外・スポーツ活動の場として活用を図ります。

●新産業・物流業務ゾーン

和光北インターチェンジ周辺部は、広域的な交通条件を生かし、隣接する住宅地や自然と調和し、環境にやさしい新産業・物流業務の立地用地として活用を図ります。

(2) 拠点構成

和光市駅周辺の商業地や市庁舎周辺の公共施設を核として、まちの中核的都市機能を担う核となる拠点と、生活を支援する身近な拠点をバランスよく配置し、きめ細かな生活支援機能を展開することにより、拠点の機能向上を図ります。

●中心拠点

和光市駅の周辺部は、市民生活を支えるとともに、魅力ある市の中心市街地として、商業業務等の多様な機能を誘導し、土地の高度利用を図ります。

●行政文化交流拠点

市庁舎周辺は、核的な公共施設が集積する重要な拠点として、市民やまちを訪れる人々に憩いや交流の場を提供できる空間を形成します。

●産業拠点

和光北インターチェンジ周辺では、環境負荷の低減、周辺環境との調和を踏まえつつ、地域産業や都市農業の振興を図りながら、交通の利便性を生かした産業拠点の創出を図ります。

●緑の拠点

拠点的な公園である和光樹林公園と荒川河川敷運動公園は、自然とふれあうことができる市民の憩いの場として、機能の維持・充実と適切な維持管理を図ります。

(3) 軸構成

交通の機能に応じた幹線道路網を構成し、円滑な交通流動の実現を図るとともに、住宅地内を結ぶ生活道路のネットワークの形成により、安全・安心で快適な生活空間を確保します。また、歩行者や自転車が安全・安心で快適に利用できる道路空間の形成を図ります。

①自動車系交通軸

●広域幹線道路

東京外かく環状道路及び首都高速5号線を広域幹線道路として位置づけ、広域的な活動、交流を支える基盤としての活用を図ります。

●都市幹線道路

産業振興や周辺都市間の交流促進に資する道路網を形成するとともに、渋滞緩和などの道路交通の円滑化、災害に強い道路ネットワークの形成を図ります。

●地区幹線道路

都市内の各地区を連絡するとともに、住宅地内道路への通過交通の流入がないよう、適切な道路機能の確保を図ります。

●新たなモビリティサービス

中心拠点と産業拠点を結ぶ新たなモビリティサービスとして自動運転車両による交通軸を形成し、市内交通の活性化を図ります。

②歩行者系交通軸

●シンボル軸

シンボル軸は、中心拠点（和光市駅周辺）、行政文化交流拠点（市役所周辺）、緑の拠点（和光樹林公園）を結ぶ、歩道と車道が分離した安全で快適に歩ける道路として整備します。また、市のメインストリートとしてふさわしい景観の形成を図るとともに、街路の広場化や公共空間の芝生化、沿道施設の1階部分の活用など、既存ストックの修復・利活用による「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりを目指します。

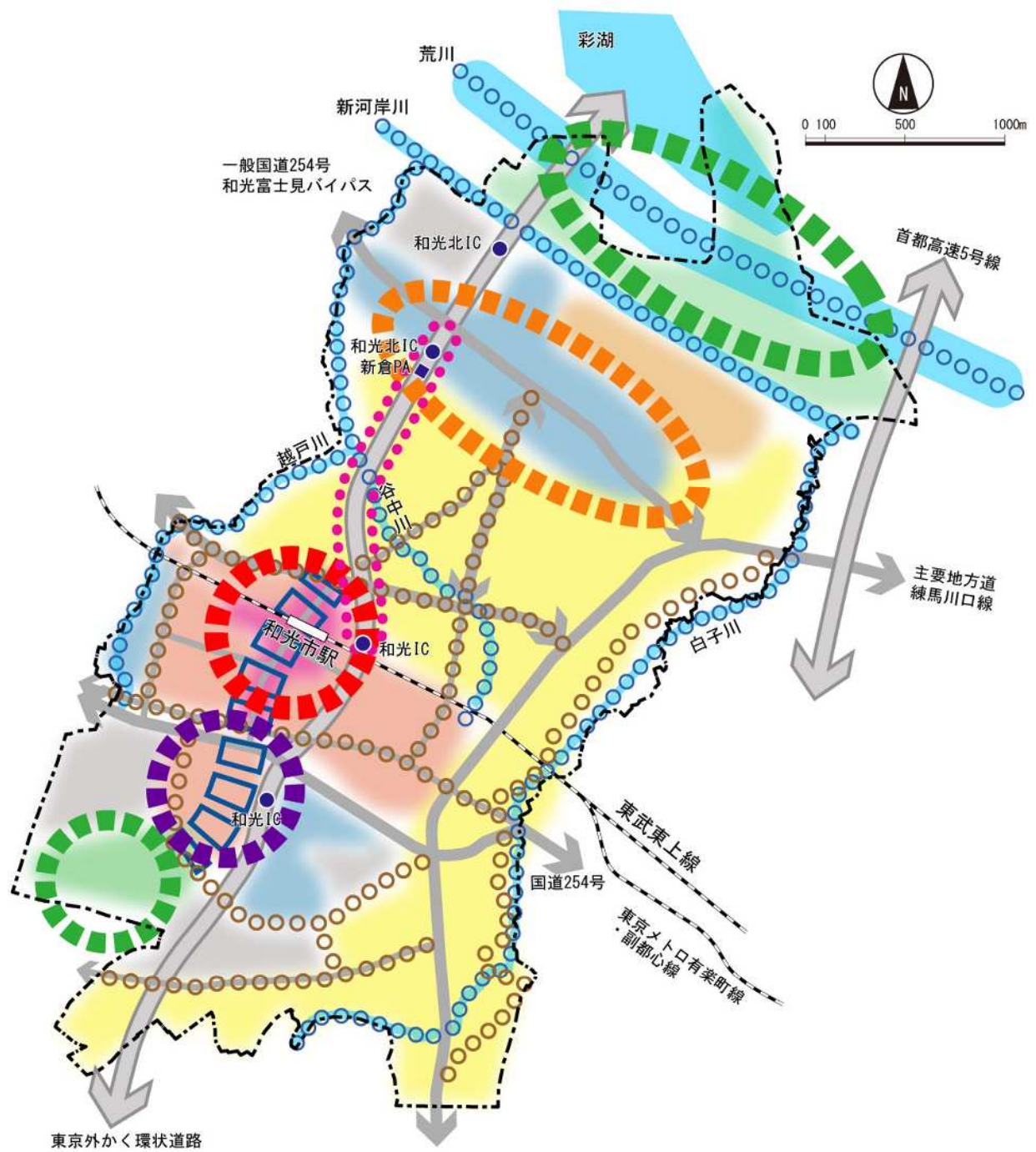
●生活軸

生活軸は、各地区の主要な生活道路となる軸を歩行者・自転車の安全性に配慮して整備し、生活利便施設や公園などを安全かつ快適に結ぶとともに、子どもの通学時の安全を確保します。

●水辺軸

荒川、白子川、谷中川及び越戸川の水辺や、特徴的な自然である斜面林と湧水などを結ぶ河川の水辺軸の形成を図ります。

■将来都市構成図



凡例					
	商業・業務ゾーン		中心拠点		広域幹線道路
	複合住宅ゾーン		行政文化交流拠点		都市幹線道路
	一般住宅ゾーン		産業拠点		地区幹線道路
	農業ゾーン		緑の拠点		シンボル軸
	リフレッシュゾーン		新たなモビリティサービス		生活軸
	新産業・物流ゾーン				水辺軸
	その他公共用地等				

4 分野別の都市づくり方針

4-1 土地利用の方針

(1) 都市的土地利用

暮らしの場、にぎわいの場、働く場など、本市におけるさまざまな都市活動の場となる市街地において適切な土地利用を推進し、特色のある良好な市街地の形成を図ります。

市街地の形成にあたっては、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業及び地区計画など、地区の実状や特性に合った事業や制度の活用を推進します。

一方、市街地の整備が長期にわたって未着手となっている地区においては、地区住民の意向等を踏まえるとともに、民間企業の協力も得ながら、整備手法の見直しを含めた新たなまちづくりを推進していきます。

① 住宅地区

本市にいつまでも安全・安心・快適に住み続けることができるよう、土地区画整理事業や地区計画、また団地再生等、地区の特性に応じた手法により、良好な住環境を有する住宅地の創出・維持を図ります。

●複合住宅地区

和光市駅周辺は、良好な中高層住宅の立地を誘導し、住宅及び商業業務等の都市機能が複合した利便性の高い都市型住宅地を形成します。

老朽化が進んでいる住宅団地においては、団地及び団地周辺の特性・環境を踏まえながら、住宅・宅地の有効活用や多様な機能の導入など、「持続」と「自立」の実現に向けた団地再生に取り組み、生涯住み続けたいと思える魅力的な住宅地を形成します。

●一般住宅地区

一般住宅地区においては、地区計画等の制度の活用により、ゆとりある敷地など良好な住環境の創出を図り、「住みたいまち」と思えるような住宅地を形成します。

市域北部一帯は、起伏に富んだ地形や屋敷林・生産緑地などの武蔵野の面影が残る恵まれた環境を生かし、戸建住宅や中低層住宅を中心としたみどり豊かな住宅地を形成します。

市域南部一帯は、営農環境と調和した良好な住環境を有する住宅地を形成します。

また、東京都練馬区における都営地下鉄大江戸線の延伸計画を踏まえ、新駅である(仮称)大泉町駅に近接する南一丁目では、新駅設置の効果を十分に生かしたまちづくりを検討します。

白子川沿いは、斜面緑地や湧水地等、本市ならではの自然環境の保全を図りながら、また白子宿の歴史的雰囲気を生かし、戸建住宅や中低層住宅を中心とした川沿いの水辺と緑に恵まれた潤いある住宅地を形成します。

② 商業業務地区

本市と都内を結ぶ多くの鉄道が乗り入れている和光市駅周辺では、本市の玄関口として、また多様な都市機能が集積する都市の拠点としてふさわしい商業業務地の形成に向けて、土地地区画整理事業や市街地再開発事業等により、道路等の都市基盤の整備推進と商業・業務・居住等の機能の立地誘導を図ります。

また、都内に連絡する国道254号や主要地方道練馬川口線の沿道一帯では、幹線道路沿道としての立地優位性を生かした、にぎわいのある商業業務地を形成します。

●駅北口商業業務地区

駅北口商業業務地区は、土地地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行により、都市基盤及び交通施設の整備と商業・業務・居住等の機能の立地誘導を図り安全性と拠点性を高めるとともに、にぎわい・活気のある魅力的なまちなか空間を創出します。

●駅南口商業業務地区

駅南口商業業務地区は、土地の高度利用を推進し、商業業務施設の誘導を図るとともに、魅力的な商業環境を形成し、にぎわい・活気に富むまちの商業核として活性化を図ります。
また、立体道路制度の活用による外環上部丸山台地区の利活用を行う企業誘致を図ります。

●沿道商業業務地区

市の骨格的な道路網を構成する国道254号及び主要地方道練馬川口線沿いは、沿道商業業務施設等の利便を増進し、交通条件を生かした都市機能の導入を図るとともに、後背する住宅地環境を保全する緩衝帯の形成を図ります。

③ 公益・文教系施設地区

大規模な公的機関や学校等がまとまって立地する国道254号南側の地区は、ゆとりある敷地規模を生かした豊かで面的な緑化を誘導し、市街地環境の向上を図ります。

また、市民をはじめ多くの人々が訪れる市庁舎周辺においては、市庁舎及び周辺公共施設の低未利用スペースの活用などにより、居心地の良い新たな交流・にぎわい空間を創出します。

④ 工業・物流業務地区

既存の工業事業所と住環境との調和・共存を図り、また、東京外かく環状道路の交通条件を生かした新たな工業・物流業務地区を形成し、本市の都市活力の維持・増進を図ります。

●本町地区

鉄道車両基地等が立地する本町地区は、周辺環境と調和した工業地の形成・維持を図ります。

●広沢地区

大規模な研究開発施設が立地する広沢地区は、周辺環境と調和した現在の土地利用を維持します。

●和光北インターチェンジ周辺

和光北インターチェンジ周辺では、東京外かく環状道路の整備や国道 254 号バイパスの延伸により飛躍的に高まる交通利便性を^生かし、新倉パーキングエリアの拡張に合わせた地域振興拠点の整備など地域活性化に向けた取り組みの推進、また土地区画整理事業による環境・情報分野等の新産業や物流関連施設、店舗等の沿道サービス施設の^{立地}を誘導します。

また、周辺の住環境や地域産業、営農環境、環境負荷の低減等に配慮した適切な土地利用を進めるため、地区計画などによるまちづくりを推進します。

⑤ 生産緑地地区

市内に多く点在する生産緑地は、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」としての考え方に転換し、生産緑地における営農状況や地権者意向等を勘案しながら、営農環境の継続や地域活性化策の展開など、今後の都市づくりに必要なものとして活用していきます。

(2) 自然的土地利用

農地や自然地等は、本市が有する特色ある地域資源として、保全を図りながら市民の交流の場・憩いの場等として活用していきます。

① 農業地区

荒川沿いの低地部に広がる優良な農地は、農地の集約化等さまざまな取り組みにより営農環境の保全を図るとともに、市民農園等として活用し、憩いの場を形成します。

② 自然環境保全・活用地区

荒川河川敷や和光樹林公園などの自然地や公園は、本市を特徴づけるみどり・うるおいのある場として保全するとともに、市民の交流の場・憩いの場・健康増進の場等として活用します。

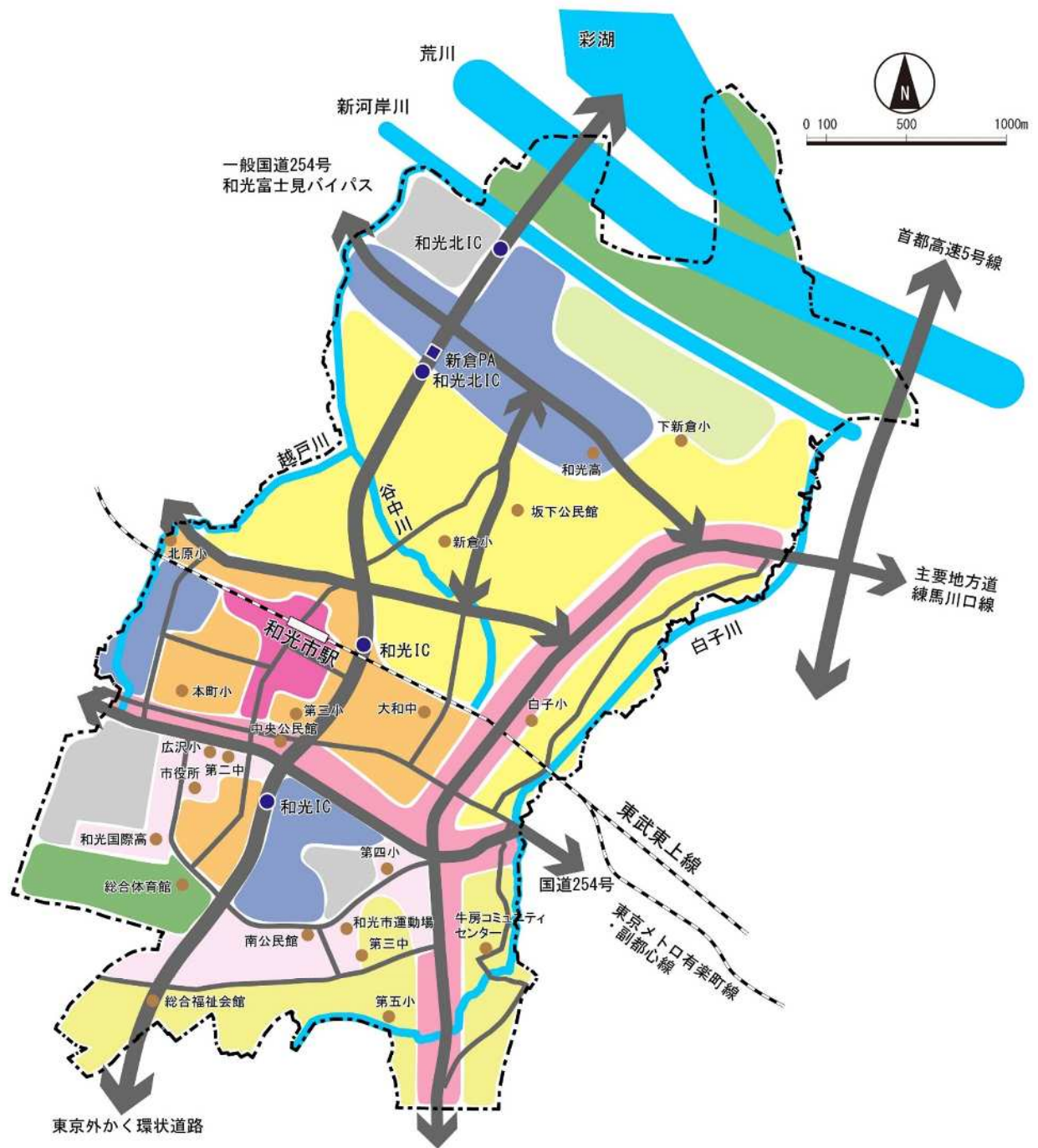
③ 崖地・斜面林及び午王山遺跡

本市の特徴的な自然資源となっている崖地や斜面林は、がけ崩れ等に対する安全対策と貴重な緑地空間としての保全策とのバランスを考慮した上で、地域のまちづくりに^生かしてい

きます。

国指定史跡の午王山遺跡については、本市の特色の一つであり生活に身近な緑地空間として保全を図るとともに、史跡整備を通じて市民や周辺住民の憩いの場として活用します。

■土地利用方針図



凡例					
	複合住宅地区		駅南口商業業務地区 駅北口商業業務地区		工業・物流業務地区
	一般住宅地区		沿道商業業務地区		農業地区
	その他公共用地等		公益・文教系施設地区		自然環境保全・活用地区

4-2 道路・交通体系の方針

(1) 幹線道路

都市間及び地域間の生活や交流など、本市のさまざまな都市活動を支える幹線道路については、道路の段階構成に応じた交通機能のほか、環境保全や防災対策などの空間機能や、適切な土地利用の誘導や生活空間を創出する市街地形成機能など、道路の多面的な機能が発揮されるよう、計画的な整備や維持管理を図ります。

整備にあたっては、高齢者や障がい者にもやさしい歩道幅員の確保やバリアフリー化を積極的に推進するとともに、良好な道路景観の形成に努めます。

また、整備が長期にわたって未着手となっている都市計画道路については、道路の必要性の再検証等を通して、見直し等を推進していきます。

●広域幹線道路

広域幹線道路は主に東京外かく環状道路が機能を担い、沿道環境の保全を図ります。

●都市幹線道路

都市の骨格を構成する道路は、国道254号、国道254号バイパス（都市計画道路志木和光線）、主要地方道練馬川口線及び都市計画道路宮本清水線・諏訪越四ツ木線の一部が機能を担い、周辺都市と本市を結ぶ主要道路として円滑な交通処理機能を確保します。また、国道254号バイパスの延伸について、関係機関との協議を進め、早期整備の実現に努めます。

●地区幹線道路

広域幹線・都市幹線道路から住宅地への自動車アクセスを担う主要道路としては、都市計画道路広沢原清水線・諏訪越四ツ木線の一部、県道新座和光線、市道408号線が機能を担います。また、住宅地への主要アプローチ道路として、良好な道路景観を形成するとともに、歩行者・自転車の安全性の確保を図ります。

(2) 生活道路

日常生活に最も身近な道路である生活道路は、住宅地内の自動車による移動のほか、歩行者及び自転車の移動の安全性に配慮した道路として整備や維持管理を図ります。また、道路構造に応じコミュニティ道路として整備を進め、歩行者にも自転車にも自動車にも安全で快適な道路環境を創出します。特に、交通弱者の安全が確保できるよう、バリアフリー化等の取り組みを推進します。

狭あいとなっている生活道路については、日常生活における移動の安全性に加え、消防・救急活動の円滑化や災害時における復旧活動の円滑化等の観点から、地域住民の理解と協力を得て拡幅等の整備を推進します。

●主要生活道路

住宅地などの生活の場から最寄りの幹線道路に連絡するとともに、主要な生活利便施設や公園などをネットワークする主要生活道路は、安全・安心で快適な道路環境を創出するため、できる限り歩行者と自転車・自動車の分離に努めるとともに、適切な維持管理を図ります。

●その他の生活道路

主要生活道路以外の生活道路は、歩行者と自転車・自動車が共存する生活に身近な道路として、地域の実状に応じた整備や維持管理を図ります。

(3) 公共交通

市民の移動の自由を確保するための公共交通は、誰もが安心・便利・快適に利用できる交通環境を創出するため、次世代型モビリティサービスの導入など多様な取り組みを推進します。

●地域公共交通の充実

公共交通事業者や市民など関係者との連携により、地域にとって望ましい交通計画を策定し、快適で利便性の高い地域公共交通の充実を図ります。

●新たなモビリティサービスの創出

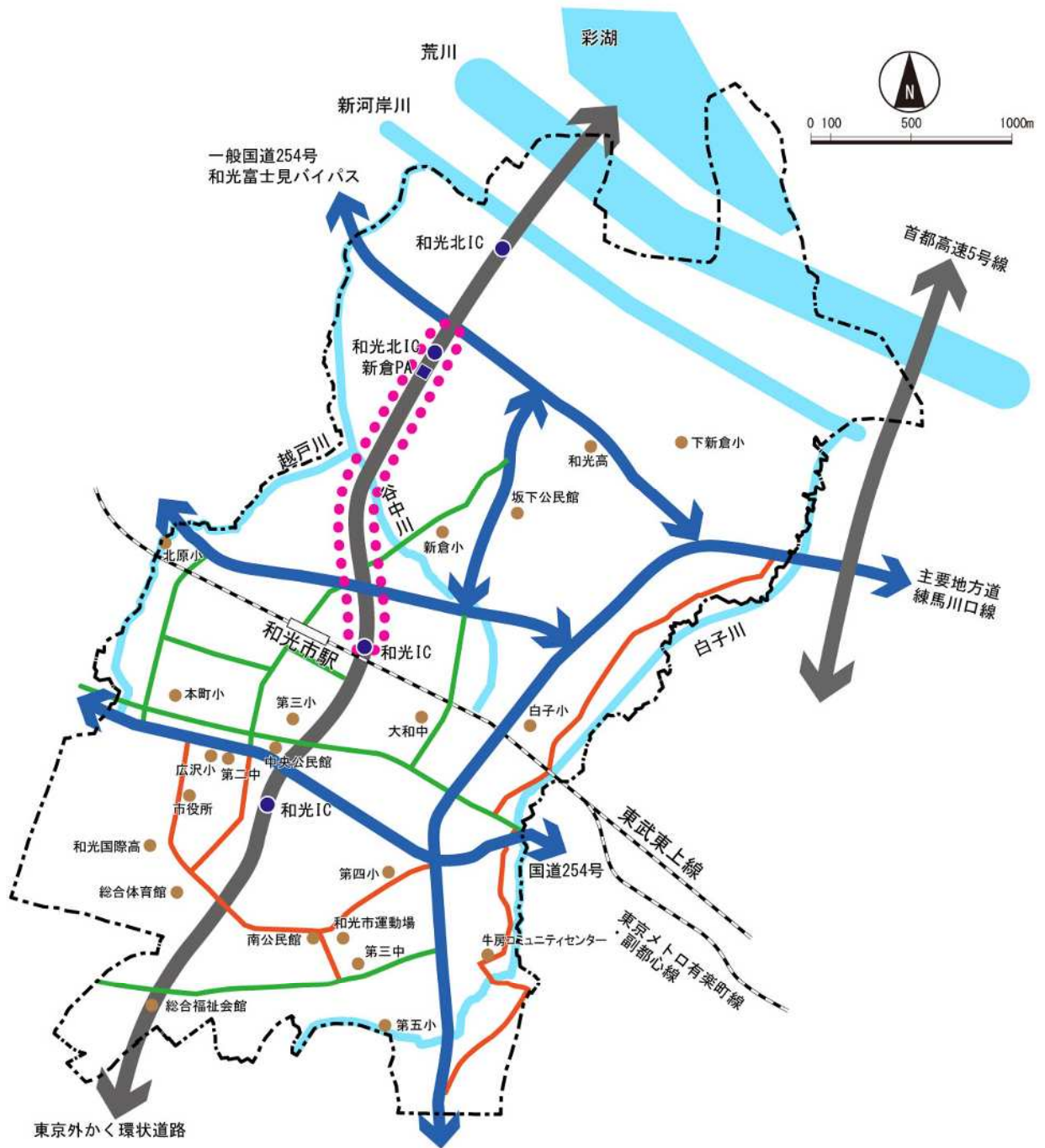
公共交通の移動時間の定時性確保や高齢者を含む交通弱者の移動のしやすさ、また新たな産業集積による就業者の通勤手段の確保など、市民や来訪者の移動ニーズに対応した新たなモビリティサービスとして、和光市駅と新倉パーキングエリアを結ぶ東京外かく環状道路の側道を利用した自動運転サービスの導入を段階的に進めます。

また、自動運転サービスの導入にあたっては、公共交通を含む複数ある移動手段の利用がより便利になるよう、シェアリングサービスの普及を段階的に進めるなど、各移動手段の組み合わせの最適化を図ります。

●シェアサイクルの普及

公共交通機関の利用を補完し、市民の日常生活の利便性や観光客の回遊性を高めるため、身近な交通手段であり環境にもやさしい自転車を活用した、シェアサイクルの普及を進めます。

■道路・交通体系方針図



凡例

 広域幹線道路	 地区幹線道路	 新たなモビリティサービス
 都市幹線道路	 主要生活道路	

4-3 公園・緑地・環境の方針

(1) 公園

荒川沿いの水辺や農地、丘陵部の樹林等、豊かな自然を生かした拠点的な公園の整備を図り、特色あるレクリエーション・憩いの場を提供します。

市街地においては、維持管理の状況を踏まえ、公園の魅力のあり方検討などを進めます。

●拠点的な公園

和光樹林公園については、埼玉県と連携を図り、有効活用を進めます。また、令和2年度に整備が完了したアーバンアクア公園において、ソフト面の機能充実を図るとともに、令和3年度から指定管理者制度を導入するなどし、市民に憩いの場を提供します。

●計画的な公園・緑地の整備

住宅地内の身近な公園・緑地については、質を確保するため、利用状況を見据えた基盤整備を行います。また、計画段階からの市民参加を積極的に進め、市民ニーズに対応した公園作りを進めます。

●魅力ある公園の管理・運営

都市公園の管理・運営については、指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）などの制度活用や地域と連携した管理・運営の検討を進めます。

また、都市公園において公園サポーター制度による美化活動等を支援します。

(2) 緑地・湧水地

本市は、都心近郊にあって河川や樹林地・農地など自然環境に恵まれる都市となっていますが、都市化の進展に伴い緑地及び湧水などの自然が徐々に失われつつあります。都市環境の形成に当たっては、環境基本計画、みどりの基本計画等に基づき、これら自然の保全を積極的かつ計画的に推進します。市民協働を推進し、みどり豊かで潤いのあるまちを目指します。また、緑地保全のための財源確保について有効な手段を検討します。

●緑地の保全推進

現存する緑地帯は崖地や斜面林などが多く、緑地の安全点検や安全対策をふまえながら緑地保全を推進します。

丘陵部に残る斜面林、屋敷林、社寺林は、特別緑地保全地区や保存樹木の指定、市民緑地認定制度の活用等により、適切に保全・育成を図り、市民との協働により武蔵野の面影が残るみどり豊かな住環境の基盤を形成します。

●湧水地の保全推進

樹林下にしみ出る湧水地は、まちづくりの資源として市民との協働による保全・活用を推進します。

●みどりのネットワーク

シンボル軸は、まちなかの主要なみどりのネットワークとして、みどり豊かな街路空間の適正な維持管理を図ります。

(3) 河川

市街化の進捗等にあわせ、雨水流出量に対応した適切な流下能力の確保や雨水貯留施設の設置を図ります。また、流域全体において、関係機関と協働で総合的かつ多層的な対策を推進するなど、水害に強い安全な都市基盤を形成します。

また、河川は都市に残された貴重な自然空間として、生態系の保全や都市に潤いをもたらす良好な水辺景観を演出するなど、自然を生かした多自然型河川として整備を進めます。

●河川・水辺の保全推進

荒川・新河岸川は、大河を軸とする首都圏レベルの環境軸を形成するものとして、川沿いの農地とあわせた広がりあるオープンスペースを確保するとともに、多自然化を推進します。

市内を流れる、白子川、谷中川、越戸川は、都市内に残された貴重な水辺空間として多自然化を推進し、生物の生息環境等を確保するとともに、住宅地に潤いをもたらす身近な自然空間として活用を図ります。

(4) 農地

●農地の保全

荒川沿いの農地部は、**自然と調和した環境の形成や多様な生息環境の保全・再生のほか、防災に資するなど多面的な機能を備えています。そのため、市が設置する市民農園の充実を図るなど、市民の憩いの場を形成するとともに、自然とのふれあいの場として活用します。**

●生産緑地の追加指定

市街地に残された都市農地は、**災害時の避難場所や雨水の貯留・浸透などの防災機能等を有しており、貴重な緑地としてまちづくりに生かすため、農地所有者と調整を図りながら、生産緑地の追加指定を行うなど、維持や保全を図ります。**

(5) 環境負荷の少ないまちづくり

市街地整備にあたっては、みどり豊かなまちづくりや水循環等を推進し、気候変動及びその影響を軽減するための取り組みを推進します。

また、一定規模以上の開発においては、まちづくり条例に基づいて、みどり豊かなまちづくりを推進します。

●みどり豊かなまちづくり

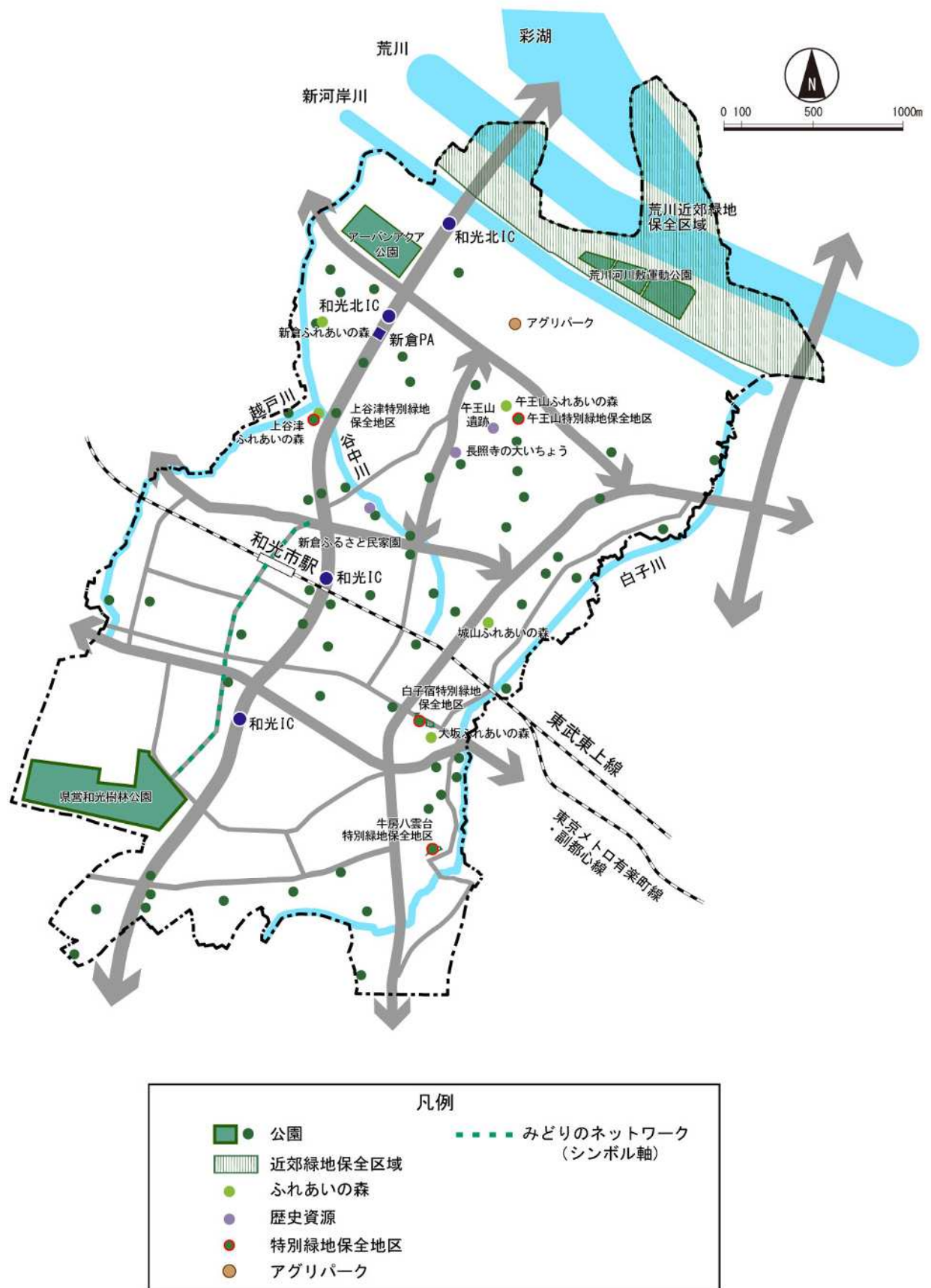
市街地整備などに際し、みどり豊かな公園整備や街路樹等による道路緑化を推進するとともに、住宅等については**市民協働による**緑化を推進し、みどり豊かな都市空間を創出します。また、民地に新たなみどりを生み出す手法についても検討を進めます。

公的機関や住宅団地など規模の大きな施設・住宅が立地する国道254号南側のエリアでは、ゆとりある宅地外部空間を利用した、一体的かつ面的な植栽を誘導し、新しい武蔵野の森の形成を図ります。

●水循環の推進

市街地整備などに際し、グリーンインフラの取り組みを進め、雨水浸透型の排水施設や透水性舗装により雨水の地下浸透を推進するとともに、既存住宅等に対しても雨水貯留槽の設置を促進することにより雨水流出を抑制し、植物の生育環境や地下水の保全を図ります。

■公園・緑地・環境方針図



4-4 都市防災の方針

市民のかけがえのない生命と財産を守るため、防災と減災の観点から災害に強い都市づくりを進めます。そのため、地域防災計画との連携により都市の防災性を高めるとともに、国土強靱化地域計画との連携により、起きてはならない最悪の事態を想定した減災対策を進めます。

災害発生時に市民が安全な避難行動をとれるよう、避難路・避難場所の指定と管理を適切に行うとともに、他自治体や民間などとの災害時における相互応援に関する協定に基づき体制を整えます。

平成27年関東・東北豪雨や令和元年東日本台風など、近年水害による甚大な被害が発生しており、市民一人ひとりが自宅周辺の災害リスクを把握し、時系列的にとる防災行動をまとめる「和光市版マイ・タイムライン」の周知を徹底し、市民の水害に対する備えの意識向上を図ります。

水害時の浸水や土砂災害などのリスクがある防災上危険な区域については、開発の抑制や土地利用制限を検討するなど、地域ごとに最適な方策を選択し、防災に配慮した都市づくりを目指します。その上で災害リスクの高い地域については、避難路の整備や雨水排水施設の整備など防災機能強化を進めます。

また、災害に対し安全性の高い都市構造を形成するものとして、延焼危険度が高い地域の改善や急傾斜地の安全対策を推進するとともに、防災空間となる公園の整備や農地・緑地等の保全を図ります。

(1) 避難路・避難場所の整備

市街地火災等に対し、安全な避難が可能となるよう、適切な避難場所を確保するとともに、それらをネットワーク化する避難路の整備を進めます。また、隣接する練馬区及び板橋区との災害時における相互応援に関する協定に基づき、広域避難場所の相互利用等を図るなど、災害時の連携体制を構築し、一層の安全性向上に努めます。

●避難路の整備

各地点からの2方向避難が可能になるよう都市計画道路等の整備を推進し、市内を網の目状に覆う避難路（幅員12m以上）を確立します。

避難路となる道路は沿道建物の耐震化の促進を図ります。

●避難場所の整備

市街地火災等に際し市民の安全を確保する避難場所としては、広域避難場所である和光樹林公園を活用し、避難者1人当たり概ね2㎡以上を確保します。また、隣接する自治体との災害時における相互応援に関する協定に基づき避難場所や避難所の相互利用化を図るなど、広域的な視点により、道路や地形などの条件を踏まえた適切な避難体制の構築に努めていきます。

生産緑地については、非常時の避難場所としての指定を推進するなど、市街地内の避難体制の充実に、積極的に活用します。

避難所として小・中学校、公民館及びコミュニティセンター等を活用し、耐震・耐火構造により防災性を強化するとともに、市内にある国の施設や民間の宿泊施設などと協定を締結し、避難所の確保を図ります。

また、防災倉庫や消防団車庫等の整備を進め、防災拠点としての機能の充実を図ります。

●ニューノーマル社会に対応した避難所の運営

避難を要する災害と感染症などが同時発生する状況に対応するため、指定避難所における十分なスペースの確保など、避難所運営の新たな体制づくりや避難所開設・運営のマニュアルの見直しを進めます。

具体的には、自宅で避難する在宅避難や、近くの安全な場所に住む親戚等の家に避難する縁故避難など、分散避難の周知を図ります。また、市民、施設管理者と合同で感染症対策を想定した訓練を実施します。

(2) 市街地の防災性の向上

災害の恐れのある危険個所について改善を図るとともに、開発抑制、移転の促進など土地利用制限を検討し、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全な都市づくりを進めます。

●延焼危険度が高い地域の改善

木造住宅が密集する地区や緊急車両の進入が困難な地区については、建築物の不燃化・耐震化や、消防・救急活動の円滑化等の観点から道路の拡幅やオープンスペースを確保する等、地区の安全性の向上を図ります。

●駅北口周辺の防災性向上

駅北口周辺における土地区画整理事業に伴う駅前広場、道路及び公園等の公共施設並びに宅地の整備にあたっては、地域の防災性・安全性の向上を図り、良好な居住環境を形成します。

●急傾斜地安全対策

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域については、ハザードマップなどで危険性の周知を進めるとともに、土地所有者や管理者による安全対策の促進を図ります。さらに、土砂災害を防止・軽減するための対策支援を実施するとともに、埼玉県等と連携を図りながら崩壊防止対策を推進し、防災性の向上を図ります。

●オープンスペースの確保

街区・近隣公園の適正な配置に努めるとともに、既設公園を活用し、雨水貯留機能を高めるなど、防災空間としての機能向上を図ります。

●延焼遮断帯の整備・保全

市街地火災での延焼拡大の防止や市街地の安全性を高める上で効果的な機能を担う農地、緑地等を保全します。

また、市内を区画する主要道路について、延焼遮断帯として沿道整備、建築物の不燃化等を計画的に推進していきます。

(3) 水害予防施設の充実

河川等における都市型水害を未然に防止するため、計画的に水害予防対策に努めます。

●河川施設、内水予防施設の整備

河川施設として排水機場、排水ポンプ場、内水予防施設としての調整池、雨水貯留・浸透施設の整備を進めます。

●保水機能の保全

集中豪雨や台風などによる被害を最小限に抑えるために、遊水池・調整池の整備や公共下水道における雨水対策を進め、雨水を一度に河川へ流出させないようにします。

また、グリーンインフラの取り組みを進め、雨水浸透型の排水施設や透水性舗装により雨水の地下浸透を推進するとともに、既存住宅等に対しても雨水貯留槽の設置を促進することにより雨水流出を抑制します。

(4) 復興まちづくりの事前準備

大規模災害により甚大な被害が発生した場合に、被災直後から早期に復興まちづくりを進められるよう、平時から被災後の復興まちづくりについて検討し、準備しておく「復興事前準備」の取り組みを進めます。

●復興事前準備

復興まちづくりに対応できる市民や職員の人材育成など、復興体制の構築を図ります。

また、被災直後から復興まちづくりを円滑に進めるためには、住民が市街地復興計画等の計画づくりに参加することが重要です。被災後のまちづくりの目標や進め方等について、事前に住民に示し、地区別に復興まちづくり方針を住民と検討するなど、復興事前準備の対策を推進します。

■都市防災の方針図



4－5 生活環境の方針

(1) 公共下水道

公共下水道は、汚水排水施設により河川等の水質を保全し、また、雨水排水施設により市街地等の降雨による浸水を防止するなど、都市における良好な生活環境を保つ上で、不可欠となる施設です。既成市街地における未整備区域の早期整備に努めるとともに、市街化の進展や新規開発などの動向に適切に対応した整備を進めていきます。

また、老朽化した施設について、重要度などを勘案して計画的な更新を実施するとともに、震災等災害時でも汚水処理に支障をきたさないように、重要な管路施設の耐震化など、管渠及びマンホールの災害対策を推進します。

●雨水

都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や集中豪雨などによる浸水にも対応できるように、河川改修の進捗や市街化の進展を踏まえながら、新河岸川総合治水対策に基づく計画的な雨水排水施設の整備を進めていきます。雨水排水施設が未整備の地区においては、面的な開発に際し、まちづくり条例に基づいて雨水貯留施設や浸透性の排水施設の設置を指導するなど、流出の抑制策を講じ、適切な雨水処理に対処していきます。

●汚水

土地区画整理事業等、市街化の進捗にあわせ汚水排水施設の整備を進め、生活排水等の適切な処理を図ります。

(2) 生活関連施設

市内の各地域において、余暇活動や生涯学習などの多様なニーズに対応するため、生活利便性の向上や文化・コミュニティ活動等を支える生活関連施設の機能充実を図ります。

また、小・中学校等の教育施設の開放を推進し、コミュニティの拠点として活用します。

●生活支援施設

文化活動、コミュニティ活動や行政サービス等市民生活を支援する公益的な施設については、市民のニーズに応じて機能の適切な配置を図るとともに、施設の維持管理に努めます。

公益的な生活支援施設の整備に当たっては、施設の集約的な配置による施設相互間の利便性を確保するとともに、コミュニティや通勤・通学、買物等日常生活に際しての市民利用の利便性に配慮する等市全体における機能分担を踏まえ、地域性を生かした機能の導入に努めます。

また、地区における身近な生活機能を支援するコミュニティ施設の維持管理と充実に努め、地区住民の交流の拠点としての活用を図ります。

●教育施設

児童・生徒の動向に対応した学校施設の整備を進め、教育環境の充実に努めるとともに、地域の児童・生徒数のバランスを図りながら、施設の適正な配置に努めます。

また、感染症の予防にも配慮しつつ、避難所・防災拠点としての機能を強化するとともに、校庭や体育館等の施設開放を推進し、地域の拠点として積極的に活用します。

●ごみ広域処理施設

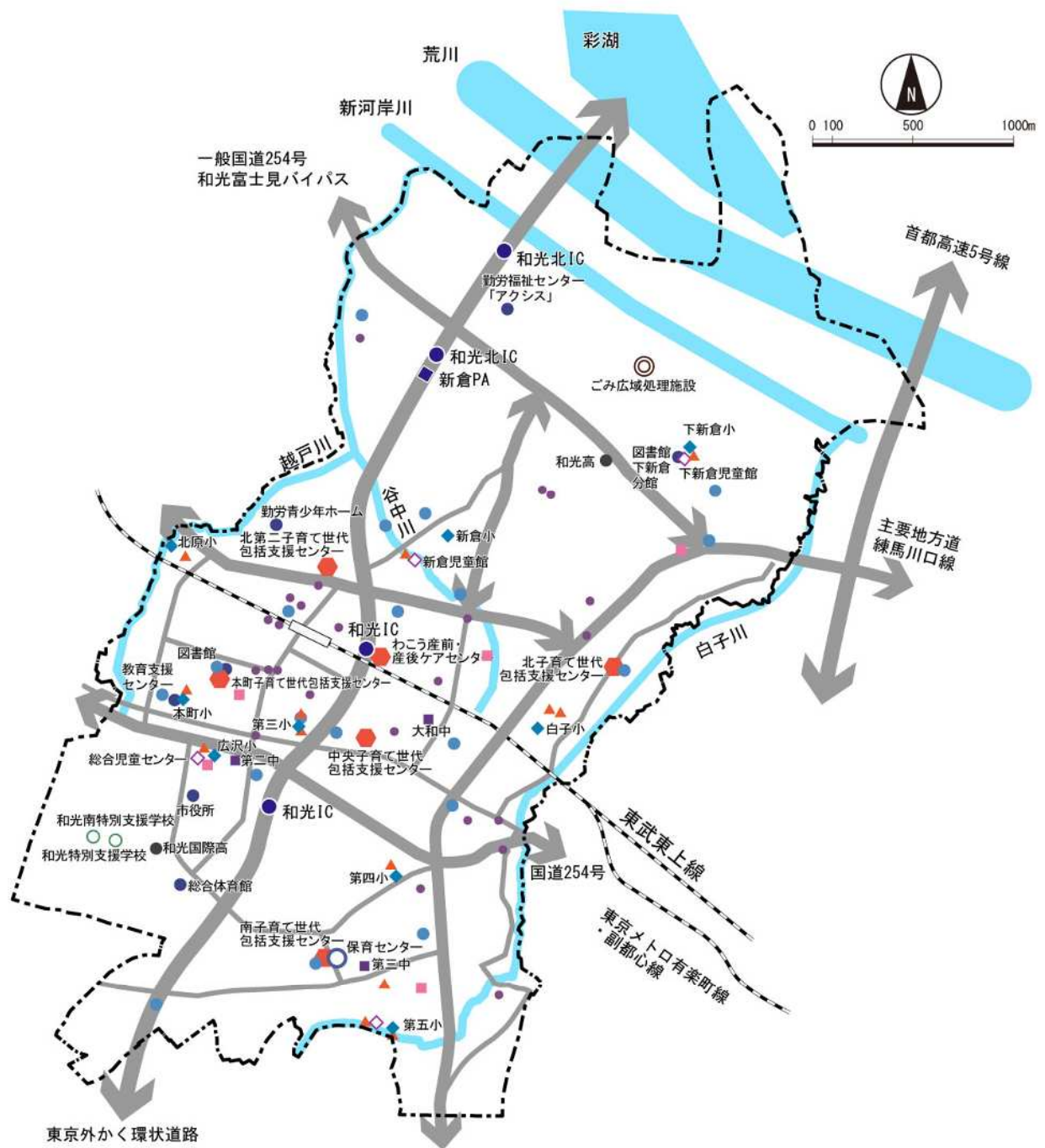
将来にわたる安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進するため、本市及び朝霞市におけるごみ広域処理施設の整備を進めます。

ごみ広域処理施設の整備にあたっては、経済性・効率性を確保するとともに、廃棄物エネルギーの有効利用などによる環境負荷の軽減、また環境学習機能の付加などによる地域社会への貢献方策について検討します。

(3) 空き家対策

適正な管理が行われないことで防犯・防災上の危険性が増加し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしたり資産価値の低下につながることから、空き家の発生予防に取り組むとともに、民間団体などとの連携により、空き家の活用を検討します。

■生活環境方針図



凡例		
● 子育て世代包括支援センター	◆ 小学校	● 関連する公共施設
○ 保育センター	■ 中学校	■ 幼稚園・認定こども園
	● 高等学校	● 保育所
	○ 特別支援学校等	● 小規模保育事業所・事業所内保育事業所
	◇ 児童センター・児童館	◎ ごみ広域処理施設
	▲ 学童クラブ	

4-6 都市景観形成の方針

荒川沿いの低地部に突き出した台地の突端部に位置する本市は、複雑な地形を構成し、自然環境や土地利用の形態等により個性的な表情を持ついくつかの景観ゾーンに区分されます。

本市は、平成22年に景観行政団体になり、都市景観の形成にあたっては、和光市景観計画に基づき、まちの特色や地域の個性を生かした多様な表情のまちなみを形成し、良好な都市景観の創出を図ります。

また、快適な生活環境を維持するため、都市と自然の調和を大切にしたい景観を創出します。そのため、本市の良好なまちなみをアピールする場として、まちや住宅地における骨格的な景観軸を設定し、まちのイメージを高める魅力的な景観の展開を図ります。

(1) 景観ゾーンの形成

本市の景観は、おおむね次のような5つのゾーンとして区分され、各ゾーンの特色を生かした景観形成を図ることとします。

●北側低地ゾーン

堤防や河川を背景とした「農地と共存する景観」を形成します。

- ・農地や樹林の保全
- ・新河岸川・荒川沿いの川辺の緑・自然の回復
- ・農地になじむ施設等の緑化・修景
- ・緑道や並木等による台地と川を結ぶみどりのネットワーク化

●北側台地ゾーン

地形を生かしながら多様な樹林を背景に、「歴史的な環境と調和する住宅地景観」を形成します。

- ・微地形（起伏）や斜面林・社寺林、農地（生産緑地）の保全・活用
- ・午王山遺跡の保存・活用
- ・坂道、小路などの演出
- ・みどり豊かな住宅地景観の誘導
- ・谷中川沿いの水辺景観の形成

●鉄道沿い南台地ゾーン

新旧の施設を背景に、新しい中心的な施設・空間が展開する「にぎわいのある市街地景観」を形成します。

- ・まちのイメージを高める駅前広場・シンボルロードの整備
- ・まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできるにぎわい空間の整備
- ・個性ある商店街のまちなみの形成
- ・まちなみを彩る特色ある通り・街角広場等の整備
- ・店舗併設型の集合住宅、業務ビルの立地促進

●南側台地ゾーン

まとまりのある樹林の中に、様々な施設や住宅地が融け込み、まちなみを形成する「緑と調和した市街地景観」を形成します。

- ・街路の緑と公益施設・住宅団地内の緑による一体的な樹林の形成

- ・ まちなみと一体となる敷地境界の緑化誘導
- ・ 建物や庭先空間を活用した演出

●白子川沿い低地ゾーン

白子川沿いの斜面と樹林を背景とし、宿場町の面影を継承する「歴史的雰囲気具备了市街地景観」を形成します。

- ・ 坂道や橋の修景、斜面樹林の保全
- ・ 歴史的雰囲気を演出する辻空間（交差点・橋詰め等）の演出
- ・ 街道をイメージしたデザインの路・まちなみの誘導
- ・ 白子川の修景・散策路化

(2) 景観拠点の形成

本市の顔となる和光市駅周辺地区、豊かな自然及び歴史的資源を有する地区を景観拠点と位置付け、重点的に景観形成を図ります。

●中心市街地景観の拠点

和光市駅周辺は、市民生活を支える中心市街地として、魅力ある商業業務地と発展しつつあることから、本市への玄関口及び本市全体の市街地構造の要となる中心市街地景観を形成します。

●緑の拠点

和光樹林公園などの公園・緑地は、周辺との調和や公園内外からの眺望に配慮します。

また、低地と台地の境にある斜面林、点在する社寺林や屋敷林などのまとまった緑は、それぞれに期待される機能に応じて、保全・維持していくことを目指します。

●歴史・文化の拠点

旧川越街道や白子宿などの宿場町の面影、社寺や古い民家などの建物は、歴史や文化を感じさせる地域資源として保存・継承するとともに、周辺の街路空間や住宅、緑などとの調和を図ります。重要な歴史資源である午王山遺跡については、和光北インター東部地区の土地区画整理事業と連携した保存活用を進めます。

また、伝統芸能や和光市ゆかりの文化人の足跡を継承するような、テーマ性を持った景観を保全・創出します。

(3) 景観軸の形成

●駅前通り景観軸

和光市駅前の商業業務地から和光樹林公園に至る道路をまちのシンボル軸として位置付け、沿道のまちなみと一体**となった、風格のある景観を形成するとともに、街路樹の適正な維持管理により、住民等への安全を考慮した樹木のあり方を検討します。**

●住宅地景観軸

住宅地内の歩行者・自転車の安全性に配慮した生活軸及び地区幹線道路は、日々の暮らしの中で身近に接し、まちへの愛着を育む住宅地内の景観軸として、豊かな緑を基調に、きめ細やかで表情の豊かな住宅地・街路景観を展開します。

●河川景観軸

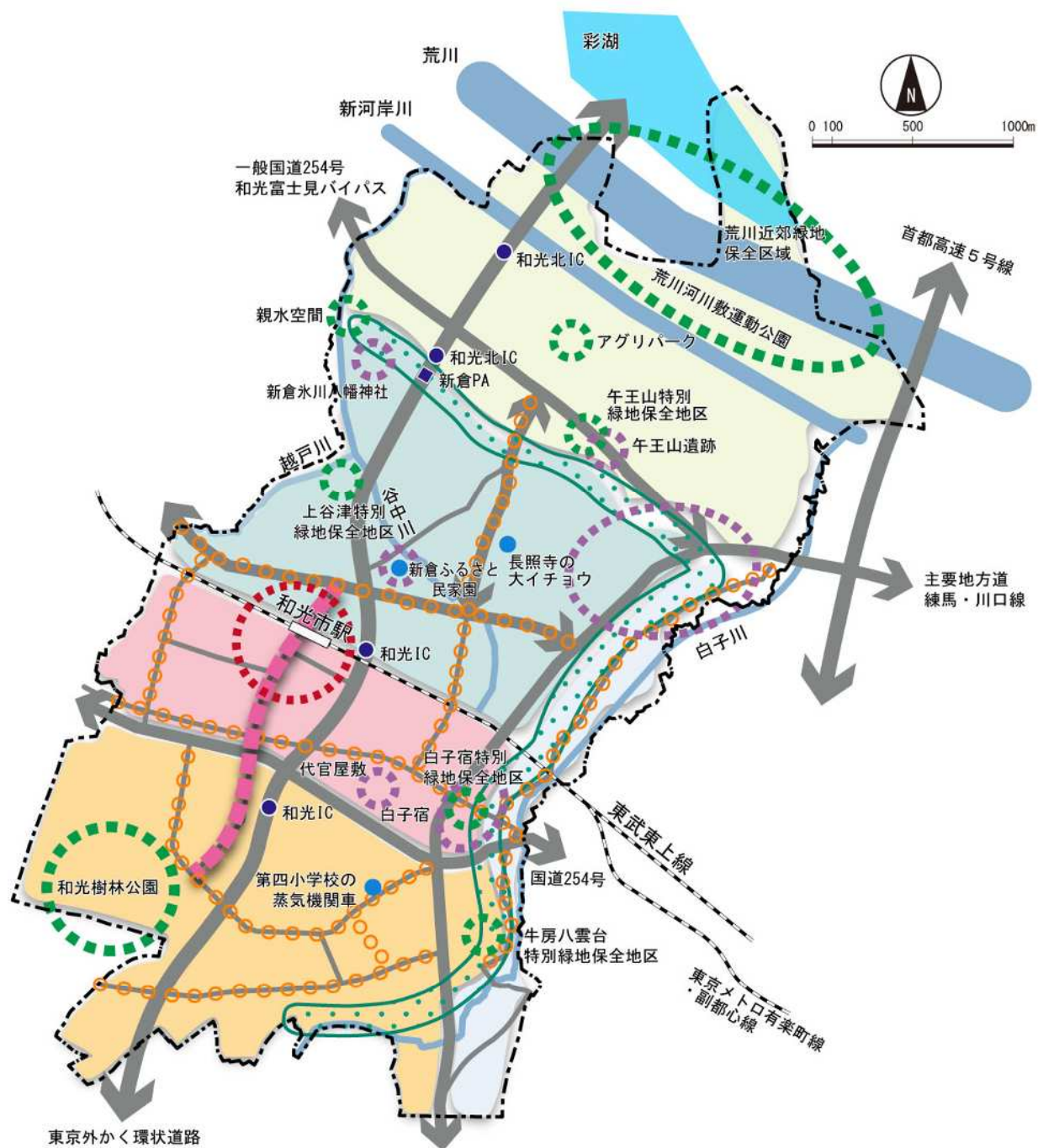
荒川、新河岸川、白子川、越戸川及び谷中川の周辺では、潤いのある水辺空間と調和した

景観を形成します。

●眺望景観軸

台地端斜面とこれに伴う斜面林により縁取られる眺望景観軸は、低地部を望む見晴らしを楽しむことができるよう、また、周辺からそれを見通すことができるよう眺望を確保します。

■都市景観形成方針図



凡例			
【景観ゾーン】	【景観拠点】	【景観軸】	
北側低地ゾーン	中心市街地景観の拠点	駅前通り景観軸 (シンボル軸)	都市計画道路
北側台地ゾーン	緑の拠点	住宅地景観軸	景観資源
鉄道沿い南台地ゾーン	歴史・文化の拠点	河川景観軸	
南側台地ゾーン		眺望景観軸	
白子川沿い低地ゾーン			